

被保険者様

三重交通健康保険組合

## 付加給付制度の休止について

標題の件、高齢者医療費を支える国への過大な納付金の支払い並びに医療費の増加により、平成 28 年度は、このふたつだけで保険料収入の 120%を超えています。

このような財政危機の中、苦渋の決断ではありますが、平成 28 年 4 月 1 日診療分より付加給付制度を休止させていただくことになりました。

当組合は、医療費が高額となった場合、法定給付（高額療養費）に加え、付加給付の支給を行い、自己負担額の軽減を行っていましたが、平成 28 年度より法律で定められている法定給付のみの支給とさせていただきます。

平成 28 年 4 月 1 日以降、医療機関にかかった場合は法定給付のみとなります。

【例】70 歳未満の方で月 100 万円の医療費がかかった場合

70歳未満 3回目まで 単位:円

年 収	標準報酬月額	法定給付	法定給付のみの 自己負担額	付加給付があった場合	
				付加給付額	自己負担額
約1,160万円～	83万円以上	745,820	254,180	154,000	100,180
約770万～約1,160万円	53万～79万円	828,180	171,820	71,000	100,820
約370万～約770万円	28万～50万円	912,570	87,430	37,000	50,430
～約370万円	26万円以下	942,400	57,600	7,000	50,600
住民税非課税世帯		964,600	35,400	0	35,400

70歳未満 4回目以降 単位:円

年 収	標準報酬月額	法定給付	法定給付のみの 自己負担額	付加給付があった場合	
				付加給付額	自己負担額
約1,160万円～	83万円以上	859,900	140,100	40,000	100,100
約770万～約1,160万円	53万～79万円	907,000	93,000	0	93,000
約370万～約770万円	28万～50万円	955,600	44,400	0	44,400
～約370万円	26万円以下	955,600	44,400	0	44,400
住民税非課税世帯		975,400	24,600	0	24,600

法定給付は、療養費（医療費の7割）、法定高額療養給付費（自己負担の上限を超えた部分）の合算です。

70歳以上の法定高額療養費の給付は、別途計算方法が変わります。

同一世帯で1年間(12か月)に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目以降の自己負担額になります。

限度額適用認定証の交付を受けて病院や薬局の窓口で提示すれば、支払額は法定給付を差し引いた自己負担額となります。

（ただし、入院時の食事代や差額ベッド料などは、対象となりません。）

限度額適用認定証を提示しない場合、ひと月の自己負担額を超えた分は高額療養費として後日払い戻します。

付加給付は、後日精算となります。

別途、高額長期疾病（血友病、人工透析等）は、自己負担額 10,000円/月（標準報酬53万円未満）と定められています。

## 【保健事業の一部休止】

平成 28 年度は、体育助成や鳥羽シーサイドホテル利用補助を休止させていただきます。